

天王川公園屋外照明設備改修工事（設計・施工一括発注）

設計業務 要求水準書

I 業務仕様

1. 要求水準書の適用

要求水準書に記載された事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

2. 設計業務の範囲

(1) 測量調査・地質調査

○設計に必要な調査の実施

(2) 設計の一般業務は平成21年国土交通省告示第15号別添一 実施設計に関する標準業務のうち、次による。

○要求等の確認

○法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ

○実施設計方針の策定

○実施設計図書の作成

○概算工事費の検討

○実施設計内容の建築主への説明等

○パース図の作成

(注) 実施設計には次の業務を含むものとする。

・宅地造成規制法第11条協議

・消防法協議

○維持管理費用概算の算出

(3) 設計の追加業務の内容は次による。

・建築等積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）

・建築確認申請書の作成

・リサイクル計画書の作成

・供給処理施設管理者との協議（基本設計などによる資料がない場合）

・津島市宅地開発などに関する指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成）

・建築審査会申請手続き

・テレビ受信障害机上検討

○省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

・建築基準法第7条の6申請（仮使用の承認）

- ・建築基準法第86条申請（一団地）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・河川法申請
- ・風致地区内行為許可申請

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 測量調査、地質調査、設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、監督員の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 各種申請手数料（建築確認申請、許可申請等）は、受注者負担とする。

(2) 業務計画書

業務計画書を作成し、提出する。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 監督員が必要と認めた時

(4) 適用基準等

国土交通省大臣官房官庁営繕部が制作又は監修した次の基準等の最新版を適用する。

- ◎官庁施設の基本的性能基準
- ◎官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ◎官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ◎官庁施設の環境保全性基準
- ◎官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ◎官庁施設の防犯に関する基準
 - ・官庁施設の津波防災診断指針
 - ・建築設計基準
 - ・建築設計基準の資料
- ◎建築構造設計基準
 - ◎建築構造設計基準の資料
 - ・構内舗装・排水設計基準
 - ・構内舗装・排水設計基準の資料
 - ・建築工事標準詳細図

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
 - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- 公共建築工事積算基準
 - ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
 - ・公共建築工事標準単価積算基準
 - ・公共建築数量積算基準・同解説
- 公共建築設備数量積算基準・同解説
- 敷地調査共通仕様書
 - ・建築工事設計図書作成基準
 - ・建築工事設計図書作成基準の資料
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 建築設計業務等電子納品要領
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
 - ・昇降機技術基準の解説
 - ・改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（建設省住宅局建築指導課監修）
 - ・屋内運動場等の耐震性能診断基準（（社）文教施設協会）
 - ・既存鉄筋コンクリート造建築物の外側耐震改修マニュアル（国土交通省住宅局建築指導課監修）

(5) 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「管理技術者等」とは管理技術者、照査技術者、担当技術者を総称している。

ア.管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力工事監理等について高度な技術能力及び経験を有する者とする。なお、工事監理者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属するものでなければならない。また、管理技術者は、照査技術者及び担当技術者を兼務できないものとする。

- 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号以下同じ)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 建築士法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
- 公共建築工事標準仕様書(・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編)(国土交通大臣官房官庁営繕部制定)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
 - ・

・ 技術士相当、又は大学卒業後 18 年以上の実務経験相当
・ 大学卒業後 13 年以上の実務経験相当
・ 大学卒業後 8 年以上の実務経験相当
・ 大学卒業後 5 年以上の実務経験相当

 の能力を有すること。
- ・ 公共性の高い木造建築物の新築又は大規模改修工事の監理業務を経験したことがあるもの。

イ.照査技術者

照査技術者に関しては、次の要件を満たし、かつ、設計図、設計計画書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図—設計計算書間、設計図—数量計算書間等)の整合を確認できるものとする。照査技術者は、担当技術者を兼務できないものとする。

- 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号以下同じ)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

ウ 担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力とともに、工事監理者等について技術能力及び経験を有する者とする。

- ・ 当該担当の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書(・建築工事編 電気設備工事編 ・機械設備工事編)(国土交通大臣官房官庁営繕部制定)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること。
- | |
|-------------------------------|
| ・ 技術士相当、又は大学卒業後 18 年以上の実務経験相当 |
| ・ 大学卒業後 13 年以上の実務経験相当 |
| ○ 大学卒業後 8 年以上の実務経験相当 |
| ・ 大学卒業後 5 年以上の実務経験相当 |

 の能力を有すること

(6) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データ(電子納品も含む)については、公共事業の円滑な執行を目的に、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。

工事の発注手続きにおいて、設計事務所名、建築士登録番号が記載された図面を、「あいち電子調達共同システム」により提供する場合がある。

(7) 建設副産物対策

材料の選定にあたっては、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底、再生資源の利用促進)について検討し設計に反映されるものとする。

4 成果物等

(1) 地質調査

○測量調査、地質調査結果一式

(2) 実施設計

成果物は、次にささげるものを標準とする。

成果物	成果物
<p style="text-align: center;">建 築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事概要 ・特記仕様書 ・仕上表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図(各階) ・断面図 ・断面詳細図 ・立面図(各階) ・矩計図 ・展開図 ・天井伏図 ・平面詳細図 ・部分詳細図 ・建具表 ・サイン計画図 ・外構図 ・仮設計画図 ・外構詳細図 ・構造設計図 <ul style="list-style-type: none"> (ア)特記仕様書 (イ)構造基準図 (ウ)伏図 (エ)軸組図 (オ)各部断面図 (カ)標準詳細図 (キ)構造詳細図 ・構造計算書 ・設計説明書 ・【建築工事】数量算出チェックリスト ・【建築工事】数量チェックシート ・建築工事積算数量算出書 ・建築工事積算数量調書 ・見積書及び見積比較書 ・物価資料掲載価格比較書 ・複合単価等の作成(代価表・別紙明細表) ・模型(新築) ・透視図 ・その他工事に必要な図書 	<p style="text-align: center;">建 築 設 備 共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設計画図 ○各種技術資料 ・設備容量等各種計算書 ・リサイクル計画書 ・CASBEE あいち評価ソフト ○関係法令協議書及び申請書 ○打合せ記録簿 ・管理費用概要書 ・計画通知書関係書類 ・省エネルギー関係計算書 ・防災計画図書 ・中高層建築物届出書 ・見積一覧表及び見積検討資料 ・複合単価等の作成(代価表・別紙明細書) ・設計書 ・環境問題等に関する資料 ・企画書に対応する資料 ・その他() ・その他() ・その他()

(注1)上記のうち・に○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。

(注2)詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CAD データ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。

(注3)CAD データは、DXF・JWW・PDF の3種類で提出する。

成果物	成果物
<ul style="list-style-type: none"> ○工事概要 ○特記仕様書 ○敷地案内図 ○配置図・屋外配管配線図 ○各種系統図・機器使用 ○各種結線図・盤関係図 ○電灯・コンセント配線図(各階) <ul style="list-style-type: none"> ・動力設備平面図(各階) ○通信・情報設備系統図 ○通信・情報設備平面図 ○受変電設備図 <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備図 ・拡声設備図 ・火災報知設備系統図 ・火災報知設備平面図 ・テレビ共同受信設備図 ・構内情報通信網設備図 ・インターホン設備図 ・電気時計設備図 ○防犯設備図 <ul style="list-style-type: none"> ・避雷設備図 ○機器・盤類、照明姿図 ○構内配電線路図 <ul style="list-style-type: none"> ・構内通信線路図 ○部分詳細図 <ul style="list-style-type: none"> ・構内交換設備図 ・昇降機設備図 ○その他工事に必要な図面 ○【電気設備工事】数量算出チェックリスト ○電気設備工事積算数量算出書 ○電気設備工事積算数量調書 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事概要 ・特記仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・給排水衛生設備系統図 ・給排水衛生設備平面図(各階) ・消火設備系統図 ・消火設備平面図(各階) ・排水処理設備図 ・給湯設備図 ・機器表 ・空調設備機器図 ・空調設備系統図 ・空調設備平面図(各界) ・換気設備系統図 ・換気設備平面図(各階) ・排煙設備図 ・衛生器具設備図 ・ガス設備図 ・自動制御設備図 ・屋外設備図 ・厨房機器設備図 ・し尿浄化槽設備図 ・ごみ処理設備図 ・さく井設備図 ・部分詳細図 ・搬送機設備図 ・特殊設備図 ・仮設計画図 ・【機械設備工事】数量算出チェックシート ・機械設備工事積算数量算出書 ・機械設備工事積算数量調書 ・機械設備チェックシート

(注 1)上記のうち・に○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。

(注 2)詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CAD データ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。

(注 3)CAD データは、DXF・JWW・PDF の 3 種類で提出する。

(2) 設計原図の材質等

- a. 設計原図の材質 AKP または AKP 同等品を使用する。
- b. 設計原図の大きさ ・ A1 版 ⊙ A2 版

(3) 建築工事と設備工事の工事区分等について

- 1) 建築工事と設備工事の工事区分については、必ず事前に監督員と協議すること。
- 2) 積算調整や工事区分に関することは担当者と協議すること。

5 電子納品等について

- (1) 電子納品の対象とする成果品の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び国土交通省「建築設計業務等電子納品要領」に基づくものとする。
なお、対象に写真帳、CAD 図面を含む場合には、それぞれ「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」に基づき作成することとする。
- (2) 電子データは、オリジナルデータと PDF とする。
- (3) CAD データは、DXF・JWW・PDF の 3 種類で提出することとする。
- (4) 電子納品の対象とする成果品の提出部数は電子媒体 (CD-R) 2 部とする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、担当者と協議すること。